

●漁業権

知事の免許により設定される。一定の水面において特定の漁業を排他的に営むことができる権利。

- ・共同漁業
一定の水面を共同に利用して営む漁業。第1種から5種までである。内水面（河川、湖沼）は第5種共同漁業。
- ・区画漁業
一定の区域において営む養殖業。
例：わかめ養殖業、魚類小割式養殖業 等
- ・定置漁業
身網の設置水深が27m以上の漁具を定置して営む漁業。
例：ぶり、あじ、さば定置漁業 等

●許可漁業

漁業調整及び水産資源の保護培養のため、特定の漁業を営むに当たっては許可制による漁業管理を行っている。

- ・大臣許可漁業
農林水産大臣の許可を受けて営む漁業で、指定漁業（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業 等）と特定大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業 等）がある。
- ・知事許可漁業
都道府県知事の許可を受けて営む漁業で中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、船びき網漁業 等がある。

●承認漁業

海区漁業調整委員会が承認した漁業。
静岡海区漁業調整委員会が承認した漁業では、かに又はえびを対象とするかご漁業がある。

●静岡県の免許、許可、承認漁業

本県には、漁業権漁業 107 件、大臣許可・届出漁業 251 件、知事許可漁業（県外者に対する許可を含む）2,179 件、他県知事許可漁業 39 件、漁業調整委員会承認漁業（他海区の承認を含む）129 件、計 2,705 件の免許・許可・承認漁業がある。

●免許、許可、承認状況(件数) 平成 24 年 3 月 31 日現在

1 漁業権漁業			
共同漁業	20		
区画漁業	72		
定置漁業	15		
2 許可・承認・届出漁業		袋網漁業	175
(1)大臣許可		固定式一、二枚刺網漁業	275
遠洋かつお・まぐろ漁業	52	固定式三枚刺網漁業	122
	(2)	きす二枚刺網漁業	63
近海かつお・まぐろ漁業	4	あまたい三枚刺網漁業	19
大中型まき網漁業	25	三枚刺網漁業	129
北太平洋さんま漁業	2	小型定置網漁業	48
沖合底びき網漁業	1	いるか追込漁業	1
太平洋底刺し網等漁業	7	追込網漁業	13
(2)大臣届出		張網漁業	1
小型するめいかつり漁業	152	あじ奇網漁業	1
沿岸まぐろはえ縄漁業	6	潜水器漁業	116
(3)知事許可漁業(県内)		(3)知事許可漁業(県外船)	
中型まき網漁業	11	棒受網漁業(千葉県)等	23
	(1)		(1)
小型まき網漁業	6	(4)県外知事許可漁業	
小型機船底びき網漁業	48	棒受網漁業(東京都)等	39
	(1)	(5)漁業調整委員会承認漁業	
船びき網漁業	1,038	かこご漁業	13
ごち網漁業	10	えびかご漁業	5
底立てはえ縄漁業	55	(6)他海区漁業調整委員会承認漁業	
空釣こぎ漁業	4	いかつり漁業(東京)等	111
さばすくい網漁業	6	合計	2,700
棒受網漁業	6		(5)
囲目網漁業	6	※()内は認可件数(外数)	
		出典:静岡県水産資源課調べ	

水産業